

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会

平成30年審議 第5回基本問題小委員会（通算第23回）

平成30年6月18日（月）

【岩下入札制度企画指導室長】 定刻よりちょっと早いですが、本日予定されている委員の先生方、おそろいになりましたので、ただいまから平成30年審議第5回基本問題小委員会を開催させていただきます。委員の皆様方には、ご多忙のところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、お手元に配付いたしました資料の一覧は、議事次第に記載しておりますが、不足はございませんでしょうか。ございましたら、その都度、お申しつけください。

冒頭のカメラ撮りは、議事に入るまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会には、委員の過半数のご出席をいただいておりますので、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会運営要領の第3条第1項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。また、同運営要領第4条第1項により、本委員会は公開されております。

これより議事に入らせていただきますが、1点、マイクの使い方についてご説明をさせていただきます。お手元にマイクスタンドがございますが、こちらのボタンを押していただきますと、赤色に光った状態になります。そちらの状態でご発言をいただきまして、ご発言が終わられた後は、再度ボタンを押していただき、赤色の光を消していただくようお願い申し上げます。

それでは、これ以降の議事の進行は、大森委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【大森委員長】 それでは、お手元の議事次第に基づいて早速ですが、議事に入らせていただきたいと思えます。

初めに、第4回の委員会で委員の方から、国土交通省直轄の土木工事建築工事における工期設定について紹介してほしいという意見がございましたので、まず、最初に資料の1について事務局のほうからご説明をお願いします。

【常山建設システム管理企画室長】 それでは、資料1に基づきまして、資料のご説明

のほう、したいと思います。

まず、最初におめぐりいただきまして、直轄の土木工事の取り組みについてご紹介をしたいと思います。もう1枚おめぐりいただきまして、2ページでございます。まず、土木工事の工期の設定の仕方について、ここで簡単にご説明をさせていただいております。真ん中の水色の四角を見ていただければと思いますが、土木の事業そのものをフェーズごとに工期の設定の考え方を示しております。

まず、事業全体を考えたときの設計段階の工期の考え方でございますが、その事業にかかわる関係機関との調整、あるいはその地元の住民の皆様との合意形成の状況、さらに用地の確保状況との現場の実態、こういったものを考えまして、事業全体の工程計画をまず検討いたします。この後、実際の現場の工事に発注段階に至るわけでございますけれども、工事の発注の区分、その事業量、その他をいろいろ考えまして、発注に至るわけですが、工区割りされましたそれぞれの工事によって、その性格あるいは地域の事情、雪あるいは雨が降るような自然条件とか、あるいは週休2日の確保、そういった不稼働日を考えまして、適切な工期の設定を行っております。実際に入札段階になりますと、こういった発注者が決めました工期を設定しました、これを条件としまして、工事の契約を締結することになります。その後、工事の実際の施工の段階で、工期延期が必要な状況が発生した場合等におきましては、適切に設計変更を行うということで工期の設定を行っております。また、近年では適切な工期設定を推進するというので、ここ下の4つ、四角がございませけれども、準備、後片づけ期間の見直しや余裕期間の制度の活用の徹底、あるいは工期設定支援システムの導入、受発注者間でのクリティカルパスの共有、こういったものを、取り組みを進めてございます。

具体的には、次のページをおめぐりいただければと思います。まず、準備・後片づけ期間の見直しということで、各工種ごとにあらかじめ工事に入る前の準備期間、あるいは最後、工事が終わった後の後片づけ期間につきまして、現在最低必要日数ということでこれを設定しまして、工期の設定する際にはこれを加えるということで、工期設定の考え方の中で見直しを行っております。また、横、右側になりますけれども、余裕期間の制度の活用ということで、これは工期の3割を超えずに、かつ4カ月を超えない範囲で余裕期間を設定するという制度でございます。ここにありますが、発注指定方式、あるいは受注者さんの任意着手方式、フレックス方式と3つのパターンがありますが、こういったことでフレキシブルにその設定した工期の中で工事していただくというような制度の活用も進めて

いるところでございます。下の左側でございますけれども、これも昨年度から導入したところでございますが、工期設定支援システムということで、これまでの工事の実態を踏まえた標準的な作業日数を自動的に算出するようなシステムを導入しまして、各整備局でこれに基づいて、今、工期の積算のほうをしているところでございます。さらに、右側でございますけれども、受発注者間の工事工程の共有ということで、施工の当初段階でいろいろな、ここはこの時期までにやらなければいけないというようなクリティカルパスとなるようなものにつきましては、受発注者間で共有することをルール化しております。さらに、施工途中で受注者さんの責によらないおくれが発生しそうな場合、そういったものにつきましては、必要日数について、必ず工期変更をするということで、取り組みのほうを進めているところでございます。

簡単でございますけれども、直轄の土木工事における工期の設定の概容でございます。

【秋月官庁営繕部計画課長】 引き続きまして、直轄の官庁営繕工事における工期の設定についてご説明を申し上げます。5ページ目をお開きください。

ただいまご説明がありました直轄の土木工事の資料と同じ形式で整理しておりますけれども、まず、設計段階におきましては、設計者が作成した概略工程につきまして、発注者側としても確認をしております。続いて、工事発注準備段階でございますけれども、概略工事工程表と適切な工期設定のためのツールを活用しまして、入札条件として適切な工期を設定しております。入札契約施工段階でございますけれども、発注者が設定した工期で工事契約を行い、工期延期が必要となる場合には、契約変更を行っているというものでございます。その際、工期設定に使うツールといたしまして2つございまして、1つは公共建築工事における工期設定の基本的考え方、もう1つは一般社団法人日本建設業連合会が作成した建築工事適正工期算定プログラムになります。今申し上げました2つのツールについて、6ページでもう少し具体的に申し上げます。

まず、公共建築工事における工期設定の基本的考え方についてでございますが、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議と全国営繕主管課長会議の2つの会議での取りまとめということで、本年2月に整理したものでございます。内容といたしましては、基本方針から始まりまして、それぞれの各段階を見通したときに、工期設定にどういう点に留意すればいいかというものを整理したものでございまして、その他の留意事項の中の(2)のところに、週休2日の確保や不稼働日等を考慮ということで、工期設定における留意点を整理したものでございます。次に、建築工事適正工期算定プログラムでございますけれども、今

申しあげました基本的考え方を踏まえて、作成をしていただいたものでございまして、新築工事における用途や構造、規模等の建物データを入力することによりまして、完全週休2日や8時間労働、長時間休暇の取得といったものを考慮した適正な工期をネットワーク工程表として簡便に作成できるものとなっております。

簡単ですが、以上でございます。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明に関してご質問、ご意見等ございましたら、どうぞ。

【井出委員】 すいません。お尋ねしたいんですが、こういった工期設定のためのツールを具体的に適用される工事の種類はどのようなもの、あるいは入札の種類ってどのようなものがあるかということをお伺いしたくて、例えば総合評価方式のようなもので言えば、これは非常にそぐわないと思うんですが、具体的にどのようなタイプのものにこれは実際活用されているのか、教えていただけますでしょうか。

【常山建設システム管理企画室長】 まず、土木工事につきましては、原則として維持工事以外につきましては、こういったシステムで設定をするようにしております。言葉が足りなかったかもしれませんが、この支援システムは工期を設定するものになっておりまして、お金の積算については別途積算基準に基づいて積算するようになっております。

【井出委員】 どのような種類の工事に使われる……

【常山建設システム管理企画室長】 基本的に維持工事以外です。

【井出委員】 以外全て。

【常山建設システム管理企画室長】 はい。土木工事の一般土木、あるいはコンクリートのPC橋、あるいはそうですね、メタルの橋のかける公共工事、そういったものも含まれてきます。

【秋月官庁営繕部計画課長】 建築工事適正工期算定プログラムについては、新築工事が対象となっています。改修工事は現場条件が千差万別でございますので。

【大森委員長】 よろしいでしょうか。

【井出委員】 はい。

【大森委員長】 ほか、いかがでしょうか。

それでは、資料2について、事務局のほうからご説明をお願いします。

【菅原建設業政策企画官】 それでは、資料2をご準備いただきたいと思います。基本

問題小委員会中間とりまとめ案でございます。委員の皆様には事前にこの中間とりまとめ案、意見照会させていただいておりますので、本日はポイントを絞ってご説明させていただければと思います。

まず、1枚おめくりいただきまして、目次でございます。基本的には前回の委員会でお示しさせていただいた骨子案に沿って作成しておりますが、違いとしましてはⅢ、今後さらに検討すべき事項といったものを新たに設けまして、前回その他としておった民間発注工事における円滑な工事発注、適正な施工の推進等をこのⅢというところに入れております。そのほか、Ⅱで記載しています長時間労働の是正、処遇改善、生産性向上、地域建設業の持続性確保といった4本柱を掲げているところでございます。右側の審議の経緯でございますが、19行目からだけごらんいただければと思いますが、平成30年2月以降、基本問題小委員会を再開し、2017+10において示された施策を具体化し、合わせて昨今の建設業をめぐる課題に的確に対応するために講ずべき措置について、計〇回、本日で5回目でございますが、にわたり審議を行ってきたところであると。今般、審議の結果を踏まえ、長時間労働の是正、処遇改善、生産性向上などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策を以下のとおりとりまとめると記載しております。

続きまして、2ページ、おめくりいただきたいと思っております。担い手の確保の取り組みを強化するために当面講ずべき措置の4つの柱と申し上げましたが、1つ目の柱が長時間労働の是正になります。受発注者双方による適正な工期設定の推進ということで、現状・課題としましては、11行目だけご紹介いたしますと、今回、今、国会で労働基準法改正、審議されておりますが、それが成立した場合にはということで、その罰則つき時間外労働規制の適用を踏まえると、建設業の長時間労働の是正は喫緊の課題であり、生産性向上の取り組みにより、発注者の理解を得ることを前提としつつ、適正な工期設定に向けた環境整備を早急に進めることが不可欠であるといったように記載しております。

それを踏まえた対応の方向性ですが、3つの施策、掲げております。1点目が適正な工期設定に関する考え方の明確化ということで、これ、前回の第4回の小委員会でもご議論いただきましたが、1つ目が中央建設業審議会において工期に関する基準を作成し、その実施を勧告できる旨の規定を検討すべきと書かせていただいております。追加しましたのが、2ページの35行目ですが、工期に関する基準の作成に当たっては、適正工期ガイドラインに基づく取り組みや、先ほどまさに説明ありました国交省直轄工事での取り組みを参考とするとともに、民間発注工事をはじめ、その業種ごとの発注の特性とか、市場の環境等

の違いに十分留意して検討を行う必要があるというように記載しております。2つ目が、受注者による工期ダンピングの禁止でございます。これもまた前回ご議論いただいたときの資料をそのまま文章化しております。11行目でございますが、受注者が工程の細目を明らかにして、建設工事の工期の見積もりを行う旨の規定ということでございまして、追加したのが13行目ですが、委員からのご意見を踏まえまして、工期の見積もりには、違法な長時間労働を前提としたものとならないよう、建設企業が責任を持って見積もりを行わなければならないということを記載しております。3つ目が、不当に短い工期による請負契約の禁止と違反した場合の注文者への勧告制度でございます。これも内容自体は、前回から大きな変更ございませんが、一番最後のところ、34行目から追加しております。なお、この勧告制度そのものが数多く活用されることを意図しているものではなく、この制度を背景として、勧告に至るまでもなく、受発注者間での適正な工期設定が推進されることを期待するものであるということで、この勧告制度の趣旨といったものを改めて記載しております。

おめくりいただきまして、4ページでございますが、施工時期等の平準化の推進ということで、現状・課題としては、18行目でございますが、市区町村発注工事における平準化の取り組み、都道府県と比較しておこなっている状況にあるということで、それを踏まえた対応の方向性としては、まず、制度面でございますが、22行目からでして、施工時期等の平準化を公共工事の入札及び契約において公共発注者が取り組むべき事項として明確化するとともに、平準化の取り組みがおこなっている地方公共団体に対して、関係省庁と連携してより実効性を持って取り組みを促すことができる制度を検討すべきであるとしております。また、運用面においては、地域発注者協議会等も活用して、平準化に関する数値目標の設定等を検討すると。合わせて、専門家の派遣等により、個別地方公共団体に対する実務面での支援なども検討すべきというように記載しております。

続きまして、大きな2つ目の柱、処遇改善についてでございます。

技能・経験にふさわしい処遇、給与の実現ということで、現状・課題としましては、4ページの下の方から技能者の高齢化が進んでいる点とか、あるいは5ページの上の方に、賃金水準が製造業と比べて低い傾向にあるとか、賃金のピークが早いといった点を記載しておりますが、詳細は割愛させていただきまして、対応の方向性としては5ページの33行目以下になっております。技能者の法令上の位置づけを明確化することにより、技能者の技能、経験にふさわしい給与を実現し、合わせて当該技能者を育成・雇用する専門工事企

業が選ばれやすい環境を整備するため、以下の制度について検討ということで、次のページから3つの施策を掲げております。

6ページ目の①でございますが、注文者が請負人に対して一定の技能レベルを指定できる制度ということで、これは前回の小委員会の際に、一定の技能者の配置のリクエストできる制度と書かせていただきましたが、少し表現を適正化して、大分加筆しております。特に書かせていただいたのが10行目からでございますが、この技能レベルの指定制度の趣旨、書いておりますが、技能者の技能レベルをこれまで以上に受発注者が重視し、技能レベルの指定といった行為と当該レベルに見合った対価の支払いというのを通じて、技能者の処遇改善、さらには専門工事企業の価格交渉力の強化につながることを意図するものであるということで、その制度の趣旨を明確にしております。

その上で、今回、タイトルも変えましたが、制度として誤解のないようにということで、19行目以降に書いておりますが、注文者が何でもかんでも、あらゆる工事でそのレベルを指定できる制度ではないということ、また、20行目ですが、特定の技能者個人を指名する制度と誤解されないように制度設計すべきであるということを書いております。2つ目が、施工体制台帳に記載すべき事項に作業員名簿を追加するということでございまして、これも前回ご紹介させていただいたことをそのまま書いておりますが、32行目に書いてありますが、登録基幹技能者をはじめ、現場で作業する技能者を施工体制台帳における記載事項として、働く人の姿の見える化等々につなげていこうということでございます。なお書き、追加、34行目以降しておりますけれども、やはり作業員名簿の作成作業というのも大変になってまいりますので、そのキャリアアップシステムを活用した書類作成の効率化など、負担軽減にも取り組むべきであるといったことを書いております。3つ目の施策が、建設工事を適正に実施するための知識及び技能等の向上ということでございまして、これも前回から施策自体は修正しておりませんが、7ページの5行目以降で、その際というところで追加しています。こういった制度面で努力義務というのを設けるとともに、その運用面で、今、別途検討しておりますその技能者の客観的かつ大まかなレベル分けを行う能力評価制度といったものを早期に、かつ実効性ある形で構築していくことによって、キャリアアップへの道筋を示すとともに、建設リカレント教育、学び直しのための訓練施設への支援といったものも継続的に進めるべきであるといったことを合わせて記載しております。

続きまして、2つ目の施策ですが、社会保険加入対策の一層の強化ということで、社会

保険未加入企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みの構築でございます。現状・課題のポイントだけ説明しますと、26行目ですが、社会保険の加入状況、29年10月時点で企業別の加入率は97%まで上昇していると。一方、2次、3次下請企業で見ると、加入率は90パー程度にとどまるなど、下請中心に社会保険未加入業者は存在しているという課題、書かせていただきまして、その上での対応の方向性ですが、タイトルにもありますとおり、下請の建設企業も含めて社会保険加入を徹底するために、その未加入企業は許可・更新を認めない仕組みを構築すべきと書いております。その際、これまでの委員からの意見でもございましたが、未加入の建設企業が許可不要の500万未満の工事に流れてしまうと、そういったことのないようにするために、運用面で、この7ページの36行目から記載のとおり、未加入企業を下請企業に選定しないとか、適切な保険に未加入の作業員は現場入場を認めないとか、そういった運用面による取り組みの徹底といったことも記載しております。続きまして、8ページでございますが、2つ目の施策、下請代金のうちの労務費相当分の現金払いの徹底というところでございます。現状・課題の中で特に17行目以下ですが、下請代金のうち、少なくとも労務費相当分を現金で支払っている建設企業の割合、89.4%といった実態を記載しております。今後、働き方改革とか、処遇改善を図る上で、その下請代金の支払いをさらに適正化していこうということで、24行目以下ですが、下請代金の支払いにかかる規範について検討すべき、特に下請代金のうちの労務費相当分については手形ではなく、現金払いが徹底されるよう、規範の強化を図るべきであるというように記載しております。

以上が2つ目の柱でして、3つ目の柱が8ページの31行目以下ですが、生産性向上になります。その中の1つ目の施策が、限られた人材の効率的な活用の促進ということでございまして、最初、8ページ目から9ページ目真ん中までにかけて、技術者制度をめぐる現状について記載しておりますが、今後、技術者の数も減少してくるといったことも踏まえての施策、2点書いております。

1点目が9ページの21行目以下ですが、主任技術者配置要件合理化のための専門工事共同施工制度の創設と書いております。これは前回、下請共同施工制度というふうな表現にしておりましたが、表現の正確性を期すために、専門工事共同施工制度（仮称）というようにしております。具体的な施策の中身については24行目以下ですが、一定の限られた工種に関して複数の専門工事企業が共同で施工する場合、そういった場合を想定して、上位の専門工事企業の主任技術者が行う施工管理のもとで、下位の専門工事企業も含め、

適正な施工が確保できるといった場合には、その下位の専門工事企業の主任技術者の配置を不要とできる制度といったものを検討すべきというふうに書いております。その際の留意事項を書いてありますが、例えば30行目以降で、上位の専門工事企業の主任技術者は専任とするとか、ICT技術を活用するとか、制度への参加企業は建設業許可業者に限ると、そういった方策について検討すべきとしております。2点目が、今度、元請のほうですが、元請の建設企業の技術者配置要件の合理化ということでございまして、10ページ目をごらんいただければと思います。2行目ですが、監理技術者の職務である、こういった記載の施工計画の作成等々に関して、明らかに支障が生じないと言える建設工事について、一定の範囲での兼務を認める仕組みを検討すべきとしております。

合わせて、8行目以下ですが、特に若手技術者を活用しようということで、10行目以下ですが、監理技術者を補佐する方、若手技術者等々が専任で配置されている場合には、その当該工事の監理技術者については、ほかの工事との兼務を認める仕組みというのを検討してはどうかということで記載しております。

続いて、2つ目の施策、仕事の効率化や手戻りの防止についてでございますが、現状・課題としては一番最後の行、37行目以下で、基本問題小委員会における審議においては、現場レベルでは受発注者間の事前の情報共有の取り組みがまだ浸透していないといった指摘もあったと書いております。その上での対応の方向性ですが、11ページの上の行をごらんいただきますと、生産性向上、働き方改革の観点から、工事現場におけるリスク発生時の手戻りを可能な限り少なくするという一方で、受発注者双方が施工上のリスクに関する事前の情報共有を行うべき旨の規定を検討すべきとしております。その際、公共と民間で持ち得る情報量、違うということも踏まえまして、そういう特性を踏まえて、情報共有のあり方を検討すべきというようにしております。

3つ目が建設工事への工場製品の一層の活用に向けた環境整備ということでございますが、こちらは対応の方向性、11ページの36行目以下に書いております。工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合において、工場製品の製造者に対し、原因究明、取引停止、再発防止策の策定等、適切な対応を求めるなどの制度を検討すべきということで、具体的には、次の12ページの上のほうに書いております。建設企業が施工不良等により、監督処分を受ける場合における工場製品製造者への勧告等の仕組みを構築すべきというようにしております。

続きまして、4点目が、重層下請構造の改善に向けた環境整備ということで、現状・課

題としましては、特に23行目にございます。適正な工期設定など、発注者の理解を得つつ、働き方改革の取り組みを進めるためにも、発注者にとってブラックボックス化しているとの指摘もある、行き過ぎた重層構造を改善していくことが重要と書いておまして、対応の方向性としましては、27行目以下ですが、その発生要因に応じてさまざまな施策を総合的に講じていく必要があるということで、30行目、専属型、前回ご紹介しましたタイプでいうと、専属型については技能者が社員化できる環境の整備、34行目の繁忙期型については、施工時期の平準化の推進等々、その他の要因による重層化については、13ページの上の行になりますけれども、例えば施工体制台帳等による下請次数、下請建設企業数等の見える化など、説明できない重層構造を解決する方策を検討してはどうかということをございます。

4つ目の柱が地域建設業の持続性確保ということをございまして、1つ目の施策が、災害時やインフラ老朽化等に的確に対応できる入札制度の構築をございます。現状・課題、13ページの10行目から書いておりますが、ご紹介しますと、全国の地方公共団体における土木・建築部門職員の総数は約26%減少しているといった現状、また、13行目で、また以下ですが、その災害発生時において応急復旧等を担う地域の建設企業もここ10年で10パーセント程度減少しているということで、最初に受発注者双方ともに災害発生時への対応が徐々に厳しくなっていると、受発注が大変になっているといった現状を紹介しております。その上での施策が14ページをございまして、対応の方向性と書いております。その5行目ですが、災害発生時においても公共発注者による発注関係事務が円滑に実施されるとともに、災害復旧におけるこのガイドラインに記載されているような取り組みが地方公共団体へも普及するよう、災害発生時における公共発注者の責務といったものを明確化したらどうかということを方向性として記載しております。

2つ目の施策は、建設業許可制度の見直しによる建設業の持続性確保ということで、1つ目が経營業務管理責任者の配置要件の見直しをございます。現状・課題、記載しておりますが、ちょっと飛ばしまして、15ページの6行目からご紹介したいと思います。対応の方向性ということをございます。その中の8行目ですが、特に、今後建設業、中小とか個人事業主さんで、経営層の高齢化が進んでいると。そういった中で、地域建設業の持続性の確保につなげるために、この建設業の許可基準におけるこの経管の要件について、廃止を含め、制度の見直しを検討すべきというように記載しております。なおというところを新しく加えておりますが、要件見直す場合でも、やはり建設業の経營業務の当たる方の

資質等の確保は極めて重要というようなことで、13行目ですが、建設企業の経営業務を行う者に関する情報といったものは必要に応じて把握できるようにすることを合わせて検討ということを記載しております。

2つ目の施策が、円滑な事業承継のための建設業許可における事前審査手続の整備ということで、17行目以下でその建設業、年間8,000件前後の休廃業・解散が発生するという現状を紹介しております。そういった中で、事業承継のニーズもだんだん高まっていくだろうということで、対応の方向性ですが、29行目で事業承継時において、建設業許可等の空白期間、これが1から4カ月程度発生するといった現状、ございますが、それを短縮するために、1つは事前確認手続を整備するということや、さらに、32行目以下ですが、事業承継の効力の発生日に自動的に権利義務を承継するような制度を検討すべきとしております。また、運用面で、やはり建設業、これから事業承継等のニーズが高まっていくという中で、その専用のその相談窓口を設置するなど、きめ細やかな施策についても検討すべきというように記載しております。

最後、16ページでございますが、Ⅲで、今後さらに検討すべき事項でございます。

1つ目が、民間発注工事における円滑な工事発注や適正な施工の推進ということで、これも前回、第4回の委員会でご説明させていただいたとおりでございます。11行目からご紹介しますと、契約自由の原則を前提としつつも、民間発注工事における円滑な工事発注や適正な施工に資する観点から、今後検討を行っていくことが望ましいとしておりまして、あと、合わせて、今回、公共工事の施工時期の平準化については、対応の方向性、書いておりますが、民間発注工事についても、受発注者双方にとってコスト、工期等の点でメリットがある形で平準化に向けた方策の検討が行われることを期待するとしております。

また、2ポツが民法改正への対応ですが、これ、この基本問題小委員会では時間の関係上、ご議論いただくことができなかったわけですが、22行目に記載のとおり、民法改正の施行時期というのが平成32年4月1日でございます、それを見据えて、その民法で改正されました瑕疵担保責任とか、契約解除等々の規定の見直しを踏まえた中建審の標準請負契約約款の改正等についても検討を行っていくべきであるという旨を記載しております。

3点目が、建設産業の経営力の向上というところでございまして、今回、26行目以下ですが、長時間労働の是正、処遇改善等々の施策について提言いただくこととなりますが、こういった施策が、28行目以下ですが、現場でより実効性を持って機能するためには、

やはり建設企業の経営力の向上、その経営資産のマインドも高めるといったことも必要だろうというように書いております。32行目ですが、そのためには、社員の技能や技術力の向上、事業の生産性向上のための一定の投資が必要ということで、あくまで自助努力が前提になると思いますけれども、工事の適切な受注とか、あるいはこの35行目に書いていますが、社員の採用、育成、配置、あるいはICTをはじめ、機器等への投資等々、その経営力の向上を図るために、有効な施策についても検討を行っていくべきであるということを書いております。今回の施策がより現場で実効性を持って機能するために、こういった経営力の向上についても必要といったことを記載させていただいております。

最後、17ページですが、IV番、おわりにということでございます。内容としましては、2年前の基本問題小委員会のときのまとめのところで書いてあったところとかを引用しまして、まさに建設業制度の基本的な枠組みについて今回ご議論いただいたというように考えております。15行目以下、ご紹介いたしますと、本とりまとめを踏まえ、行政には関係する法制面の改正などに取り組むことを強く要請する。合わせて、民間発注工事における円滑な工事発注、適正な施工の推進、民法改正への対応などについても、今後検討の場が設けられることを期待するというところで、最後結んでおります。

以上が資料2でございまして、あと、今申し上げた内容について、概要版、つくっております、それが資料3でございます。先ほど申し上げたとおり、長時間労働の是正、あ、資料3ですね、処遇改善、生産性向上、地域建設業の持続性確保の4本柱に沿って概要版、まとめておまして、1枚目が全体の目次的な概容で、あと、資料3の2枚目以降が個別の施策の主要なものの概要を書いてありますが、詳細については資料2と完全に重複いたしますので、割愛させていただければと思います。

説明、以上でございます。よろしく申し上げます。

【大森委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関して、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞ。もしご発言の際は、挙手をお願いします。どうぞ。

【田口委員】 中間とりまとめについては、大変ご苦労いただきまして、ありがとうございます。

5ページの1行、2行等についても、適正な賃金水準の確保が重要な課題となっていると書かれておまして、ありがたいことだと思っておりますが、この技能者という言葉について、2017+10のときは、技能労働者と一人親方という言葉も明記されておま

したので、何とかどこかに少し入れていただけないかなということがあって、社会保険の加入の表現のところでは技能労働者というのが出てきますけれども、今、一人親方も46万人ほどにふえてきておりますので、ボリュームとしては一定の、やっぱりものがありますので、お願いですけれども、どこかにちょっと工夫して、技能労働者と一人親方という表現は入れていただけないかなと思っております。

【大森委員長】 その両方の言葉を入れたいということなんですか。

【田口委員】 はい。

【大森委員長】 今、どこで出ているとおっしゃいましたっけ。

【田口委員】 今……技能者の、ですから、技能者というか、定義というか、が何なのかということがあると思いますので、ちょっと……具体的にどこというのはありませんけれども、一番最初に出てくるのは4ページの33行目のところですので。

【大森委員長】 33行目のところの技能者が最初に出てくる。

【田口委員】 はい。多分そうだと思います。

【大森委員長】 何かここで説明、もしあれだったら、してもいいというか。

【田口委員】 はい。

【大森委員長】 そういうことですかね。

【田口委員】 はい。

【大森委員長】 技能者の定義に関してということのようです。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【才賀委員】 どれとってということはないんでしょうけれども、今、この、今回できたものについて、一つお礼を言いたいのと、今後どうだということをやっとご提案したいと思います。

技能労働者専門工事業企業を発注者が評価するという取り組みについては、非常に感謝申し上げます。能力評価基準建設キャリアアップの推奨により、技能労働者の能力評価、企業評価が発注者から適正に評価される仕組みについては、過去において議論がなされましたが、業界内部の取り組みで成果が上がっていなかったもの、また、今回、各団体も積極的に取り組むことは無論ですが、やはり国の制度としての位置づけをはっきりさせることがこの取り組みを進める最大のメリットではないかなと思います。例えば今、社会保険の問題でも、認可を出さないよというようなことを言われたことだけで90%もふえるというようなことでありますので、ぜひともある程度国と民が協力して決めるものは決めて

いくと。そして、進んでいくということにしていけないと、これからの建設業界、なっていないんじゃないかなと思いますので、これをどうだということではないんでしょうけれども、そんなことを言いたいなということで発言させてもらいました。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。修正ないということで、皆様方の意見を全部吸い込んだ形で実現しているというふうに理解してもよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。（発言する者あり）どうぞ。

【小澤委員】 この中間とりまとめ全体については、これまでの議論を踏まえて、特に建設業法の改正をにらんで、どういうところに重点を置いて、施策を進めるべきかということで、非常に要領よくまとめていただいたのかなと思います。

ただ、先ほど、おわりにのところで、翻って、そもそもこの議論がどこから始まったかというのを考えてみると、基礎ぐいの工事問題があって、工事の品質の確保であるとか、あるいは適正な施工をどうやって実現するかということも大事な視点としてあって、これまでの議論の途中で働き方改革だとか、現場の体制をどういうふうに工期も含めて見直すかというところに、どちらかという、少しずつシフトしてきたところがあると思うんですけども、やはりこの最後の、今後さらに検討すべき事項か、あるいはその終わりのところに、もう一度、この品質の確保であるとか、適正な施工の確保という観点を忘れていないということを明記しておいていただくのが大事なのかなと。

そういう意味で、3番目のところは、建設産業の経営力の向上というふうになっているんですけども、品質を確保する、あるいは適正な施工を確保するという上で、経営力…この経営力の中に含まれているとは思いますが、技術力も含めた向上というのがもう少し読みとれるようにしていただいたらどうかなと感じたということです。

以上です。

【大森委員長】 ありがとうございます。

この中には、先生もご承知のように、多分入っているとは思いますが、もう少し表現ぶりをということですかね。

【小澤委員】 そうですね。

【大森委員長】 わかりました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今出されたご意見の取り扱いですが、できましたら、事務局と私のほうに一任していただき、最終的なとりまとめにさせていただきたいんですが、ご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大森委員長】 ありがとうございます。

それでは、この中間とりまとめに関しましては、私のほうで一任いただき事務局と相談の上、その上、それをもって中間とりまとめとさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。ありがとうございます。

それでは、本委員会、これまで建設産業の2017+10で提言された施策について、今年2月から5カ月弱という期間、非常に短い期間ですが、多岐にわたる議題について議論を重ねてまいりました。一応の対応案を提示することができたと思っておりますが、委員の皆様……これもひとえに委員の皆様方のご尽力のたまものだと思っております。深く感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

国土交通省様におかれては、この中間とりまとめに盛り込まれた施策について速やかに実行していただくことが非常に重要ですので、お願いするとともに、委員一同、期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

今後の委員会の開催につきましては、中間とりまとめで示された対応策の検討状況等踏まえて、改めて事務局とご相談の上、対応させていただきたいと思いますが、この点についてもご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大森委員長】 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

本日の議事は、これにて全て終了いたしました。進行を事務局にお返しします。

【岩下入札制度企画指導室長】 ありがとうございました。

それでは、最後に、本日の中間とりまとめについての審議を踏まえまして、国土交通省土地・建設産業局長の田村からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【田村土地・建設産業局長】 土地・建設産業局長の田村でございます。閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は大森委員長をはじめといたしまして、委員の皆様にご基本問題小委員会の中間とりまとめに向けましてご議論いただきまして、まことにありがとうございました。短期間の

中で迅速におまとめをいただき、改めてお礼を申し上げたいと思います。

この委員会では、建設産業2017+10の提言の政策を具体化するということと同時に、今、国会でも審議をされ、成立がほぼ確実だとされておりますけれども、働き方改革法案というふうな流れの中で、建設業をめぐる課題に的確に対応するための施策ということで、とりまとめいただいたということでございます。今回、このとりまとめに盛り込まれました受発注者双方による適切な工期設定の推進や社会保険未加入企業について建設業の許可・更新を認めない仕組み、さらには技術者配置要件の合理化といった施策につきましては、非常に重要であり、必要不可欠な対策であると思っております。先ほど委員長からもお言葉をいただいたように、施策の具体化に向けまして、早急な取り組みを進めてまいりたいと思います。委員の皆様におかれましては、今後とも引き続きご指導・ご助言を頂戴できればと思います。

大変簡単ではございますけれども、私のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

【岩下入札制度企画指導室長】 ありがとうございます。

本日の配付資料をご郵送をご希望の委員はテーブルの上に置いたままにさせていただければ、事務局で郵送させていただきます。

それでは、これをもち……

【大森委員長】 事務局、ちょっといいですか。1点だけ。

すいません。皆さんにちょっとお願いだけ。1点、忘れまして。

この中間とりまとめにちょっとサブタイトルを、できたらつけたいと。つまり、位置づけを明らかにするために、できたらサブタイトルをつけたいと思って……できたらなんですけれども、できないかもしれませんが。もし私のほうにご一任いただけるとありがたいんですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大森委員長】 ありがとうございます。

すいません。お返しします。

【岩下入札制度企画指導室長】 ありがとうございます。

では、サブタイトルにつきましてもご一任いただいたという……委員長にご一任ということでありありがとうございます。

それでは、これをもちまして散会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、まことにありがとうございました。

— 了 —